

みのわテラス広報監修業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

みのわテラス広報監修業務委託

2 目的

本事業は令和3年4月3日にリニューアルオープンする「みのわテラス」の広報が目的です。町内外に広くみのわテラスに対する興味・関心を醸成するとともに、「人でにぎわう」場として訪れ続けていただくための仕組みとして、地産地消をテーマとしたレストラン、農産物直売所、農産物加工所、自転車をテーマとした拠点、公園緑地をハードの材料として活用する上で、最適な広報手段を得るため、民間事業者の創意工夫を施策に活かすことを目指して、公募型プロポーザル方式でその実施案と価格を総合的に審査して業務委託候補者を選定し、契約することとし、その詳細についてこの実施要領で定めます。

3 事業内容等

(1) 業務内容

実施要領16（6ページ）に示す仕様のとおりに

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月30日まで

4 業務委託候補者選定方法

本業務に対する提案を求め、価格要素と非価格要素を総合的に評価し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル方式とします。

5 応募者の資格

次の要件をいずれも満たす単体企業とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

6 参加表明の手続き等

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により参加表明書をメールにて提出してください。

(1) 書類の交付

箕輪町ホームページ(<http://www.town.minowa.lg.jp/>)からダウンロードしてください。
直接配布・郵送は行いません

(2) 提出書類

ア 参加表明書及び同一業務の実績（別添 参加表明 様式1）

同一業務とは、道の駅や2店舗以上からなる複合施設における、施設全体の広報に

かかわる取り組みで、具体的にはロゴマーク、看板デザイン、施設のデザイン、パンフレット作製、ホームページ作成の実績があればご記入ください。

※箕輪町に指名業者として登録のない事業者様の場合には、法人登記簿謄本など当方の指定する書類等の提出を求めることがあります。

(3) 提出先

公告日から令和2年12月4日（金）午後5時までにメールで提出
箕輪町役場 産業振興課 sangyou@town.minowa.lg.jp 担当 土岐 まで

7 質問及び回答

技術提案書作成に関する質疑については、以下の手順に受け付けます。

(1) 質問方法

- ア 質問書を電子メールで送付してください（着信の確認をしてください）。
- イ 電子メールの件名は「みのわテラス広報監修業務委託に関する質問」としてください。
- ウ 電子メール本文に質問者の事業所名、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを署名してください。

(2) 質問書の様式

- ア 質問書（様式3）を「PDF 形式」に変換して添付ファイルとしてください。
- イ 技術提案書の審査に係る質問には回答できません。

(3) 提出期限

令和2年12月4日（金）午後5時まで

(4) 電子メールアドレス

sangyou@town.minowa.lg.jp

(5) 回答方法

箕輪町ホームページに掲載します。

8 技術提案書等の提出

審査対象者は、以下により技術提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

A 技術提案書（任意様式）

以下のア・イの内容について記載してください。

ア 事業展開の体制等について

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制
- ③業務工程計画

イ 事業の目的に沿った、企画提案の考え方

本事業の目的

町内外に広くみのわテラスに対する興味・関心を醸成し、人でにぎわい訪れ続けていただく仕組みとして、

- ・ハードにおける広報（建物の意匠、看板のデザイン等の施設デザイン監修）
- ・Webにおける広報（ホームページ・SNSの発信監修）
- ・紙媒体の広報（パンフレット作製）

における、統一的な発信と印象形成を行い、訪れたいくなる広報のプラットフォームを作ることが目的です。

仕様を踏まえ、御社としての企画提案をご提示ください。

なお、類似の事業の実績がある場合には、それらを材料として提案してかまいません。

B 参考見積書（任意様式）

仕様に定める業務項目ごとの見積額を示すもの

(2) 提出期間

公告日から令和2年12月14日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

箕輪町役場産業振興課

(4) 提出方法及び部数

箕輪町役場の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までに持参又は郵送してください。

（郵送の場合は（2）の提出期限までに必着とし、書留郵便に限ります。）。

6部提出してください。なお、いずれも提出する提案は1案とします。

9 プロポーザルについて

プロポーザルは、技術提案書の内容の詳細や不明点を把握するために実施します。発表に当たっては技術提案書を基本として行ってください。

(1) プロポーザル日時 (予定)

令和2年12月16日(水) 午前11時予定

※時間については、参加人数により決定次第電子メールにより通知します。

(2) プロポーザル場所

箕輪町役場2階 203会議室

(3) 提案者参加人数

3人以内

(4) プロポーザル時間

準備5分、説明10分、質疑応答10分、機器等の撤去5分の合計30分以内とします。

(5) プロポーザル開始10分前に控室に入室すること。

控室 箕輪町役場2階 202会議室

(6) その他

次の事項に留意してください。

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、その他必要な機器類は全て提案者が用意してください。

イ インターネットが使用可能です

ウ 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。

エ プロポーザルにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

10 業務委託候補者の選定、結果通知(予定)

プロポーザル提案審査会による業務委託候補者を選定後、令和2年12月18日(金)までに選定過程を箕輪町ホームページへ掲載します。

11 審査・選定

(1) 審査

「令和2年度 みのわテラス広報監修業務委託 選定基準」により審査を行います。

審査は以下の材料で行います。

- ・参加表明書及び同一業務の実績(様式1)
- ・技術提案書/参考見積書
- ・プロポーザルにおける質疑応答の実施

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書を郵送することをもって行います。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けません。

12 無効・プロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とします。

ア 前記5の応募資格要件を満たさない者が行った提案

イ 「参加表明書を提出した日」から「審査委員会において選考が終了するまで」の間に箕輪町に対し不正な接触を行った者が行った提案

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者が行った提案

(2) プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、様式4により辞退届を提出してください。

13 業務委託候補者選定後の手続き等

(1) 契約手続

箕輪町と本業務委託に係る業務仕様書を協議し、確定させた上で受注者と箕輪町が委託契約を締結します。

また、箕輪町財務規則第117条の2第1項第1号に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、上限価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとします。なお、協議が整わない場合は次点の候補者と協議することとなります。

14 提案書等の取扱い

(1) 受け付けた後の技術提案書の訂正及び再提出は認めません。

(2) 提出された全ての技術提案書等は返却しません。なお、技術提案書等は、契約に至った場合に使用する他は、本プロポーザルの審査以外には使用しないものとし、箕輪町の文書取扱規程等に従い責任を持って管理・破棄を行います。

(3) 技術提案書等のため作成した資料や箕輪町から受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することは出来ません。

(4) 技術提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案業者に帰属します。

15 その他

(1) 提案にかかる費用は、全て提案者の負担とします

(2) 応募、技術提案書等の提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 箕輪町役場産業振興課 未来農戦略係

電 話：0265-79-3111 (内線165)

F A X：0265-79-0230

E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

担 当：土岐 俊

16 本業務における仕様等

事業の目的

本事業は令和3年4月3日にリニューアルオープンする「みのわテラス」の広報が目的です。町内外に広くみのわテラスに対する興味・関心を醸成するとともに、「人でにぎわう」場として訪れ続けていただくための仕組みとして、地産地消をテーマとしたレストラン、農産物直売所、農産物加工所、自転車をテーマとした拠点、公園緑地をハードの材料として活用する上で、必要な広報に関する手段を得ることです。

業務概要

業務目的を達成するために、本業務では以下ア～キの事業を委託します。

- ア みのわテラス（施設全体）のロゴマークデザイン（12月中素案）
- イ 施設内の「やまびこテラス（レストラン）」「ファームテラス（直売所）」「サイクルテラス（自転車を活用した交流施設）」のロゴマークデザイン（〃）
- ウ ア・イを活かしたみのわテラス 屋外看板デザイン（2か所）（1月設置予定）
- エ みのわテラスを対外的に紹介するパンフレット作製（1月末素案）
（A4/両面カラー4つ折り観音開き1000部印刷）
- オ 施設の仕上げ等に係るデザイン監修（アドバイス、デザイン）（随時）
- カ みのわテラスホームページ作成（2月より運用）

項目	備考	数量
デザイン製作費	全体企画費	1式
ECサイト連携機能	トップページデザイン	1式
	基本ページ下層デザイン	2式
	基本ページ下層デザイン2	1式
	CMS雛形	2式
コーディング	HTML/CSS3	6式
システム構築	CMS構築/Wordpress	2式
	（軽微な修正等が職員で可能なものであること）	1式
	カレンダー設置	1種
	スライドショー埋め込み	1式
	マップ位置	1式
	お問い合わせフォーム	
撮影費	20点 撮影費、編集、商品	1式
サーバー設置	クラウドにて設置	1式
ドメイン管理費	1～3月分	1式
サーバー管理費	1～3月分	1式

キ Webに関する発信監修（随時）

- ① 事前広報を2月から開始するに当たっての、Web(HP・フェイスブック・インスタグラム)及び発信監修及び広報全体のディレクション
- ② 各指定管理者が作成・運用するホームページとのリンク及び一体的な運用に関するディレクション
- ③ 広報に関する指定管理者打ち合わせ会への参加（3回程度）

参考 みのわテラス仮ホームページ (<https://minowa.jimdosite.com>)

委託期間

契約締結の日から、令和3年3月30日（火）まで

委託上限額

2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

⑤業務の実施

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。また、みのわテラスの建築や意匠に関わる業務においては、工事受託者及び設計担当と協議を行い実施すること。
- (4) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と発注者とが協議のうえ決定することとする。
- (5) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、発注者の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、発注者及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

⑥成果品 以下のとおり成果品として納入すること

	成果品の規格	提出先	備考
ア・イ ロゴマーク	JIF 他 形式は後日指定	箕輪町役場	Web, パンフレット等で 2次使用を前提とする
ウ 看板デザイン	設計担当の指定する 形式	箕輪町役場 みのわテラス設計担当	2か所 既存フレーム の形状に制限あり
エ パンフレット	PDFデータ 印刷物1,000部	箕輪町役場	みのわテラスオープン と施設紹介
オ 施設デザイン監修	提案内容を明示した もの	箕輪町役場 みのわテラス設計担当	
カ ホームページ作成	Wordpress	-	

⑦成果品の帰属

本業務に関する成果品の著作権は、箕輪町に帰属するものとする。

<参考資料>

令和2年度 みのわテラス広報監修業務委託 公募プロポーザル 選定基準						
項目	評価項目	評価のポイント	配点		評価(A-E)	メモ
提案者に関する評価 (15点)	会社概要、業務実績等	同種・類似業務の実績がある	15	10		
	プレゼンテーション評価	本事業に対して意欲を感じさせるプレゼンテーションであるか		5		
企画提案に関する評価 (25点)	情報発信の手法の妥当性	みのわテラスの価値を発信し、集客につながる情報発信を提案しているか。	25	15		
	情報発信の体制の妥当性	具体的かつ実現可能な人材確保の提案がされているか。		5		
		具体的かつ実現可能な仕組みが提案されているか。スケジュールは妥当か。		5		
見積金額に関する評価 (10点)		費用が適切に抑えられているか。		10		
合 計				50		

評価は各項目に対してA～Cの3段階で行う。
A: 配点×1 B: 配点×0.5 C: 配点×0